

2018年12月付「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」
に対する意見（2019年1月6日提出）

一般社団法人日本映像ソフト協会

「A：リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」に関する意見

2018年12月付「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」（以下「本中間まとめ」といいます。）では、リーチサイト等について、一定の範囲でみなし侵害として差止請求権を付与するとともに刑事罰の対象とすることとしています。この結論について賛成いたします。

以下、理由を申し述べます。

1. 著作権等の保護と表現の自由について

著作権等の著作物に対する権利は、その客体が表現物であり、表現者のそれに対する財産的権利を保障するものです。憲法訴訟論の違憲審査基準に関し、精神的自由権は優越的人権と称されることがあります。これは、表現の自由等の精神的自由が侵害された場合には政治過程において回復することが困難であるという脆弱性等によるもので、著作権等の財産権が価値的に表現の自由等の精神的自由に劣後するという意味ではありません（芦部信喜＝高橋和之『憲法』（岩波書店、第六版、2015）194頁参照）。

憲法21条1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定し、集会、結社及び言論とともに出版を例示列挙して表現の自由を定めています。著作物を公衆に提示し又は提供する出版等の自由は、多様な表現を社会に提供することにより、表現の自由市場を形成する重要な役割を果たしています。そして、出版等を行うためには多額の費用が必要です。著作権等の著作物に対する財産権は、その費用を産み出すために必要な権利であり、表現の自由を支える基盤となる権利です。

したがって、表現の自由と著作権等の財産権は、ともに表現の自由市場に不可欠の権利であるといえます。

ところで、海賊版等の著作権等の権利を侵害する行為は、出版等の著作物を公衆に提供又は提示する営みを、自由競争を逸脱する行為によって疲弊させるものです。それゆえ、著作権等の侵害行為を放置することは、表現の自由の基盤を疲弊させ、表現の自由の実質的保障を危うくしかねないものです。したがって、著作権等の侵害行為を規制することは、表現の自由を実質的に保障するためにも必要だと考えます。

リーチ（leech）サイトやリーチ（leech）アプリ（以下「リーチサイト等」といいます。）は、著作権侵害行為に寄生して、著作権侵害行為による法益侵害を拡散させるもので、著作権等を直接侵害する行為と同様、自由競争を逸脱する行為といえます。

「本中間まとめ」では、16頁から19頁にかけて、憲法学者の意見が紹介されています。その中で「違法にアップロードされた動画等自体のURLを提供する行為の規制は伝統的

な著作権法の枠組み範囲内での規制と実質的に同視できるため、「厳格な基準」に基づく利益衡量を持ち出すまでもなく、直ちに憲法上の問題は生じない。」（「中間まとめ」17頁）とされています。

また、「ハイパーリンクは情報通信の基幹技術」（2017年6月30日付「リーチサイト規制への考え方」一般社団法人インターネットユーザー協会）だとの指摘もありますが、他人の正当な権利を侵害する手段として用いたり、他人の正当な権利の侵害を拡散するために用いたりすることが許容されるものではないと考えます。

本来、表現の自由と著作権等の権利の適切な保護は相対立するものではなく、伝統的著作権侵害と同視できる「リーチサイト等」規制に関する「本中間まとめ」の結論も表現の自由と対立するものではないと考えます。

2. 差止請求権について

「リーチサイト等」については、直接侵害ではなく差止請求ができるかどうか不明確でした。「本中間まとめ」では、「一定の条件の下で差止請求権の対象とすることが適当であると考えられる。」（23頁）と結論づけています。この結論に賛成します。

著作権等の侵害行為による法益侵害に対しては、速やかにその拡大を防止することが重要で、違法にアップロードしている者に対する差止請求だけでなく、それに寄生している「リーチサイト等」への差止請求が可能となる必要があるからです。

ところで、「本中間まとめ」24頁では、差止請求権について「侵害コンテンツであることへの認識に関し一定の主観的要件を課すことが適当であると考えられる。」とし、「具体的には、「違法アップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等として、侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定することが適当であると考えられる。」とされています。差止請求権は、将来に向けて侵害状態を除去することを目的とする制度であると思いますが、差止請求を行った場合、それ以降は「違法アップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等の主観的要件が充足されたものと解されると考えられますので、この点についても賛成いたします。

3. 対象著作物について

「本中間まとめ」27頁では、対象著作物について有償著作物に限定しないとの結論を示しています。その理由として無料放送等が対象とならなければ権利保護が不十分等の点をあげています（28頁）。この点についても賛成いたします。

4. 刑事について

「リーチサイト等」に関し、著作権侵害とは別に独立して罰則を定めるという「本中間まとめ」の結論とその理由について賛成いたします。

以上

「B：ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する意見

2018年12月付「文化審議会著作権分科会法制・基本小委員会中間まとめ」43頁の脚注

37 では「例えば、ウェブサイトに掲載されたテキストをプリンアウトする行為や、そこでプリンアウトされたものを更にPDF化してコンピュータに保存する行為等を含むものではない。」とされています。

紙媒体に出力した場合の問題に異を唱えるつもりはありませんが、デジタル録画については次のようなケースが考えられます。

すなわち、違法にアップロードされた著作物をストリーミング再生してアナログ形式のモニターへの出力信号をキャプチャーし、さらにデジタル変換してコンピュータにデジタル録画するような場合です。

この場合も、著作権を侵害する自動公衆送信を「受信して行う」デジタル方式の録画に該当しますので、文理上、現行著作権法 30 条 1 項 3 号に該当すると考えます。

デジタル録画をする過程でいったんアナログ変換を経由するとデジタル録画が違法ではなくなるという解釈がなされることがないよう、ご配慮をお願いいたします。

以上